

由仁町市街地での店舗・事務所の開設を支援します！

令和8年度

由仁町空き店舗等 活用促進事業補助金

市街地の賑わい創出と地域経済の活性化を図るため、市街地で店舗や事務所を開設する事業者等の方を対象に、開設にかかる費用の一部を補助します。

補助上限額・補助率

「店舗等を新築」する場合

300万円

補助率1/2以内

「店舗等を改修」する場合

200万円

補助率1/2以内

申請期限

令和8年9月30日（水）

※予算に達し次第、申請受付を終了します。

補助対象者

以下のいずれにも該当する必要があります。

- ① 令和9年3月31日（水）までに事業を完了できる方（支払いまで完了）
- ② 町が指定する補助対象区域内で店舗・事務所を新たに開設し、事業をはじめる方
- ③ 1週間あたり概ね4日以上かつ年間240日以上営業を行う方
- ④ 5年以上、事業を継続する意思のある方
- ⑤ 個人事業者である場合、由仁町に住民登録を有し現に居住している、若しくはその見込みがある方
- ⑥ 新規創業の場合、「特定創業支援等事業」による支援を受ける方
- ⑦ 事務所新設の場合、従業員が3人以上であること。

補助対象経費

- ① 事業用地・建物購入費
店舗・事務所として使用するための用地、建物の購入費用
- ② 店舗等の改修・建築費
店舗・事務所として使用するための改修・建築費用
- ③ 備品購入費
店舗・事務所で使用する備品の購入費用
- ④ 広告宣伝費
店舗・事務所の開設、商品・サービスのPR、誘客につなげるための広告宣伝費用

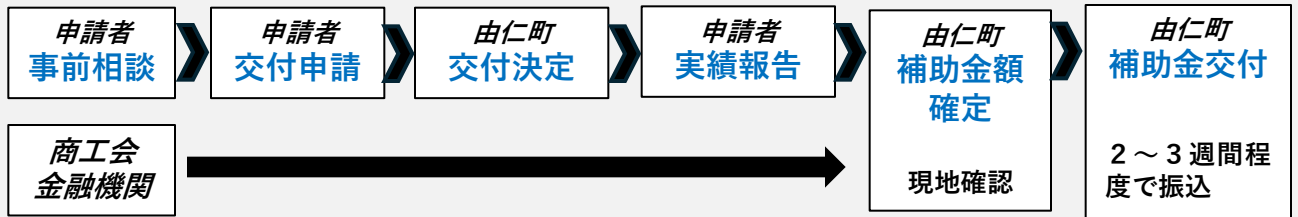
※補助対象とならない経費もありますので、お問い合わせください。

◆ 補助金の申請をお考えの方は、必ず事前に産業振興課まで、ご相談ください！

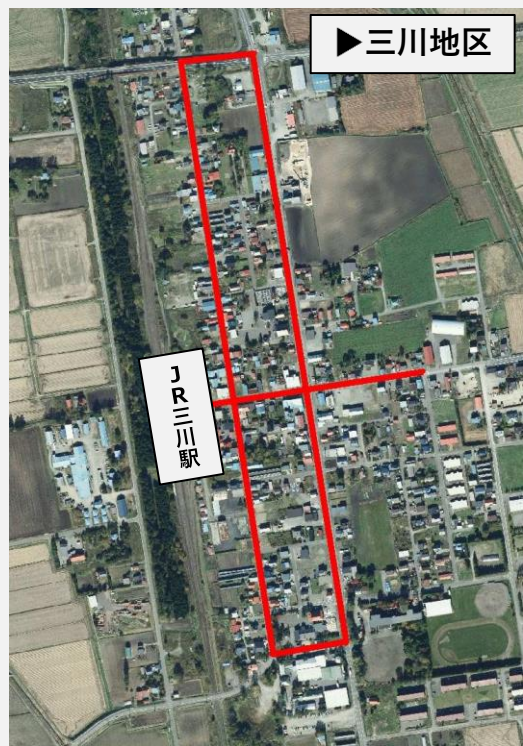
◆ 申請書類の提出にあたっては、事前に由仁町商工会（経営指導員）、由仁等建設水道課、南空知消防組合由仁支署に相談のうえ申請書類を作成してください！

申請から補助金交付までの流れ

※事業に着手する前に申請書の提出が必要です。



補助対象地域



<申込み・問い合わせ先>

由仁町役場 産業振興課由仁のもの事業担当
〒069-1292
北海道夕張郡由仁町新光200番地
TEL : 0123-83-2114
MAIL : sangyo-shinko@town.yuni.lg.jp

詳細は、こちらからご確認ください。申請に必要な様式もダウンロードできます。



由仁町ホームページ